

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準（卒業生対象）

滋賀県立彦根東高等学校

卒業生に対し、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生について採用候補者を募集します。高校卒業後、2年以内で下記の基準に適する場合は、締切期日までに、ご連絡ください。奨学生選考委員会にて、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦します。推薦者が必ず、受給できるとは限りません。

（１）人物について

以下の全てに該当すること

- ① 進学の目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある
- ② 校則を遵守し、生徒にふさわしい学校生活を送っている
- ③ 学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている

（２）健康について

以下のいずれかに該当すること

- ① 定期又は臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められる
- ② 心身に障害や疾病がある場合であっても修学に耐えられると見込まれる

（３）学力及び資質について

以下のいずれかの要件を満たしていること。

- ① 各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者（評定平均値が4.0以上）
- ② 教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者（評定平均値が3.0以上）
- ③ 社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者

（４）家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当すること）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

- ① 市区町村民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
- ② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③ 以下（注）の施設等に入所していること（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）

（注）社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所等している（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる））生徒等

をいう。

- ① 児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する施設）
- ② 児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
- ③ 児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
- ④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
- ⑤ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
- ⑥ 里親（同法第6条の4に規定する者）

（5）その他

学生支援機構より、上記（1）～（4）項目以外の指示のあった推薦基準を満たしているもの（詳細は、連絡時に）

5月30日（水）までに、ご連絡ください。

滋賀県立彦根東高等学校 総務課奨学金係 北川
電話番号 0749-22-4800